

竜之口こども園 重要事項説明書 兼 入園のしおり

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 岡山幸風会
事業者の所在地	岡山市中区国府市場 7 2 1 - 2
事業者の電話番号・FAX	電話 (086) 279-4318 FAX (086) 279-4317
代表者氏名	高山 学
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の経営 ・ 一時預かり事業の経営

2. 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	竜之口こども園						
所 在 地	岡山市中区国府市場 7 2 1 - 2						
電 話 番 号 ・ F A X	電話 (086) 279-4318 FAX (086) 279-4317						
施 設 長 氏 名	高山 学						
開 設 年 月 日	保育所認可 昭和45年7月1日・認定こども園移行 令和6年4月1日						
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	1 号 定 員	—	—	—	10人		
	2 号 定 員	—	—	—	19人	20人	25人
	3 号 定 員	3人	15人	18人	—	—	—
取 扱 う 保 育 事 業	一時預かり、延長保育						

3. 施設・設備の概要

敷 地 面 積		4694.66 m ² (法人全体)	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て 鉄筋コンクリート造 1 階建て	
	延 床 面 積	1,088.24m ²	
施設設備の 数と面積	乳 児 室	1 室	41.690 m ²
	ほ ふ く 室	1 室	23.100 m ²
	保 育 室	5 室	287.841 m ²
	遊 戯 室	1 室	87.241 m ²
	調 乳 室	1 室	4.63 m ²
	幼児用トイレ	3 箇所	58.917 m ²
	医 務 室	1 室	13.280 m ²
	事 務 室	1 室	42.720 m ²
	調 理 室	1 室	64.598 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等、AED(1台)、組立式プール	
屋 外 遊 技 場 (園庭)		屋外遊技場 850m ²	

園舎平面図 別添 1

4. 施設の目的、運営方針

目 的	社会福祉法人岡山幸風会が設置する認定こども園竜之口こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運 営 方 針	1 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 3 本園は、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年市条例120号）。以下「最低基準条例」という。）、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

5. 職員体制

園 長	1 人
副園長	1 人 （常勤： 1 人）
主幹保育教諭	2 人 （常勤： 2 人）
保育教諭	1 6 人 （常勤： 1 0 人、非常勤 6 人）
調理員	5 人 （常勤： 3 人、非常勤 1 人 栄養士 1 人）
嘱託内科医	1 人 （常勤： 人、非常勤 1 人）
嘱託歯科医	1 人 （常勤： 人、非常勤 1 人）
園薬剤師	1 人 （常勤： 人、非常勤 1 人）

6. 教育・保育を提供する日

1 号認定こども

開 園 日	月曜日から金曜日
休 園 日	土曜日・日曜日・国民の祝日 春期：3 月末～4 月初日の 1 0 日程度 夏期：8 月 1 3 日～1 5 日を含む 4 週間程度 冬期：1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を含む 1 0 日程度

2 号・3 号認定こども

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日・国民の祝日・年末年始

7. 教育保育を提供する時間

（1）開園時間

月曜日から金曜日	午前 7 時から午後 6 時 3 0 分まで
土 曜 日	午前 7 時から午後 6 時まで

（2）教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前 8 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで
---------------	------------------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	午前7時から午後6時まで
土曜日の保育時間	午前7時から午後6時まで
延長保育時間	午後6時から午後6時30分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30時まで
土曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30時まで
延長保育時間	朝：午前7時から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時まで

8. 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 1号認定：全ての児童を対象に無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
------------	---

※入園のしおりP.14～P.15参照

9. 支払方法

現金払い 口座振替（要手続き） PayPay利用（一部利用可能）
--

10. 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育 (2) 食事の提供 (3) 子育て家庭に対する支援 (4) 延長保育事業 (5) 一時預かり事業 (6) その他教育・保育に係る行事等
--

全体的な計画

ク ラ ス	年 齢 別 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	・保育者と信頼関係を深め、身近な人と関わる心地よさを感じられるようにする。 ・衛生的で安全な環境の中で、身体活動や探索活動を十分に行い、運動機能や探索意欲を高める。
1 歳 児	・好きな遊びや探索活動を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ・生活や遊びの中で保育者との語り掛けを通じて、言葉の発語の意欲を育てる。
2 歳 児	・保育者の助けをかりながら、生活に必要な習慣が少しずつ身につく。 ・保育者や友達に自分の思いを簡単な言葉や身振りで表現する。 ・身の回りの物に対する興味や関心をもち、保育者と一緒に全身を使う遊びや指先を使う遊びを楽しむ。
3 歳 児	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ・保育者や友だちと遊ぶ中で関わりを深める。 ・自分の経験したことや考えたことを自分なりに言葉で表現する。
4 歳 児	・社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。 ・園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・生活や遊びの中で、相手の気持ちに共感したり、自分の気持ちを調整したりしながら、一緒に活動する楽しさを味わう。
5 歳 児	・身近な自然や事象に好奇心や探求心をもってかかわり、考えたり試したりして、生活に取り入れようとする。 ・豊かな経験を積み重ねながら心と体の健康を大切に、自ら主体的に行動する力を育み、健康で充実した生活をつくる基礎を養う。 ・友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、新しい考えを生み、遊びを発展させる。
そ の 他 (年間行事)	※入園のしおり参照

クラス編成

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	もも組
1 歳 児	もも組
2 歳 児	さくら組
3 歳 児	ばら組
4 歳 児	きく組
5 歳 児	ふじ組

11. 給食等について

	提供内容				保育所の給与栄養量（目標） （保育所で提供する栄養量の割合）
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」に準じ、発達に応じた離乳食の提供をします。 おやつについては子の発達に応じて提供します。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

給食の提供にあたって

・自園調理 ・衛生管理 ・栄養管理 ・食育 上記に取り組んでいます。

アレルギー対応について

・アレルギー対応 ・生活管理指導表の提出、除去食の提供
--

12. 保護者に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

入園のしおりを参照してください。 ※その他のことにつきましても、入園のしおりをご覧ください。

13. 園医等について

嘱託内科医	内科・小児科	旭竜クリニック	理事長	菅原 茂昭
				（岡山市中区中島70-1）
嘱託歯科医	歯科	おまち子ども歯科	院長	假谷 直之
				（岡山市中区雄町308-4）
園薬剤師	薬局	有限会社 竹水堂薬	薬剤師	森 雅子
				（岡山市中区中島68-4）

入園のしおり

児 童 憲 章 1951年（昭和26年）5月5日制定

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

児童福祉法 昭和22年12月12日法律第164号

児童福祉の理念

- ・すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ・すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

教育・保育目標 「おはなしをよくきく・さいごまでがんばる・だれとでもなかよく・げんきなこども・よくみてかんがえる」

1. 健康・安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
2. 集団生活を通じて喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。
3. 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
4. 日常の会話や、絵本、童話などに親しむ事を通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに相手の話を理解しようとする態度を養う。
5. 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。
6. 快適な生活環境の実現及び子どもと保育士、その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康の確保及び増進を図る。

教育・保育方針 ・ ・ ・ 豊かな人間性をもった子どもの育成

- 保護者の就労による家庭養育の支援や、重要な乳幼児期に家庭では育ち難い子ども社会の中において、「人と関わる力」、「道徳心」、「生きる力」を培う。
- 家庭と地域との連絡を密にし、協力を得ながら健康で安全な生活に必要な、生活習慣を養う。
- 一人一人の発達過程に沿った指導を行い、心身の調和的な成長を図る。
- 友だちと仲良く遊び、優しい思いやりの心を持って共に育つ子どもをめざす。
- 身のまわりのものに興味や関心を持たせ、意欲的に活動させる。
- 遊びの自主性を伸ばし、生活経験をとおして思考力や忍耐力を育てる。
- 常に清潔、安全な環境に心がけ、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で一人一人を大切に日々保育する。
- 人や自然との関わりの中で、愛情と信頼感を育てると共に、自主、協調の態度を養う。

幼児の生活リズムの基本

朝の規則正しいスタートが何より肝心で、楽しい園生活の源となります。

○早寝早起きを心がけ、しっかりと睡眠を取る習慣をつけましょう。

○「早寝・早起き・朝ご飯」の生活リズムを身につけましょう。

障がいの疑い

○集団生活において、全体の流れがわからない、会話に入れない、その場の雰囲気になじめない、集団活動のルールに従えないなどの自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害、など発達障がいを疑ってみることも大切な要素であります。

本園では、保護者の方と連携を取りながら、子どもたちが意欲的に集団生活を送る援助を行っています。専門機関での指導が望ましいと思われる場合には個人懇談等でご相談させていただきます。

1. 開園日・開園時間及び休園日

(1号認定児)

開園日	教育・保育提供時間	預かり保育時間	休園日
月～金	8時30分～ 14時30分	7時～8時30分 14時30分～ 18時	・春期：3月末～4月初日の10日程度 ・夏期：8月13日～15日を含む4週間程度 ・冬期：12月29日～1月3日を含む10日程度 ・土曜日 ・日曜日 ・国民の祝日 ・やむを得ない事情により教育・保育の提供が困難と判断した日

(2号及び3号認定児)

開園日	開園時間	教育・保育提供時間	延長保育時間	休園日
月～土	月～金曜日 7時～ 18時30分 土曜日 7時～18時	保育標準時間認定 <u>7時～18時</u> 保育短時間認定 8時30分～ 16時30分	※P.14参照 (延長保育料が必要です。) 保育標準時間認定 18時～18時30分 保育短時間認定 7時～8時30分 16時30分～18時 ※午前・午後利用は両方の延長 保育料が必要です。 ※土曜日はありません	・日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 ・やむを得ない事情により教育・保育の提供が困難と判断した日

<土曜保育希望の方>

「土曜保育申請書」に記入し、希望される月の前月20日（朝9時）までに代金を添えて（提出してください。（3歳以上児は給食費が発生します。P.15参照）申込み人数に基づいて、給食の数（食材を1ヶ月分発注）、職員配置を細かく調整し、決定しますのでご協力お願いいたします。土曜保育を申し込んでいて、その後必要がなくなった場合も、至急お知らせ下さい。体調不良や家庭保育などで欠席をされても給食の発注等の関係で返金は出来ません。また、保育利用事由以外での保育はお断りします。（やむを得ない事情のある場合はご相談ください。）

2. 施設・設備の概要

重要事項説明書に記載しています。

3. 職員体制（令和8年4月1日）予定

職員数（予定）

職 名	職員数
園 長	1 名
副園長	1 名
主幹教諭	2 名
保育教諭	1 4 名
栄養士	1 名
調理員	3 名
事務員	1 名
嘱託内科医	1 名
嘱託歯科医	1 名
園薬剤師	1 名

入園児童数（予定）

クラス名	年 齢	人 数	担任数（予定）
ふ じ	5 歳児	2 5	2
き く	4 歳児	1 7	2
ば ら	3 歳児	1 9	2
さくら	2 歳児	1 7	3
も も	1 歳児	1 1	3
	0 歳児	2	1
合 計		9 1	1 3

※本園は、「岡山市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日市条例第120号）の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に準拠しています。

4. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- （1）特定教育・保育
- （2）食事の提供
- （3）子育て家庭に対する支援
- （4）延長保育事業
- （5）一時預かり事業
- （6）その他教育・保育に係る行事等

5. こども園での一日

園での生活

- ・園生活は、集団として決まりよい生活の繰り返しで、健康保持と情緒の安定が図られます。
- ・子ども達は、一日の流れを読み取り自主的に行動するようになります。

一日の生活の流れ

7:00 (開園)	順次登園	・挨拶をする「おはようございます」 ・登降園システムで登園受付をする ・視診を受ける
8:30 ~	(1号、短時間認定児登園開始)	・持ち物を個人別ロッカーへ納める
9:00 (最終登園時間)		・戸外自由遊び
9:05	片付け 整列	・皆で遊具を片付ける ・ラジオ体操及びリズム体操 (※冬期はランニング)
9:30	入室 朝の会	・排泄 ・挨拶をする 「先生おはようございます。みなさんおはようございます」 ・歌を歌う ・出席シールを貼る
	おやつ (3歳未満児)	
10:00	クラス活動	・課題活動に興味を持ち、意欲的に取り組む
11:00	片付け 食前準備	・排泄をする・手洗いをする ・箸とコップを用意する
	食 事	
12:00	午睡準備(0～3歳児)	・排泄をする ・パジャマに着替える
	午睡	・脱いだ服をたたんでロッカーにしまう
12:20		・カバンの中、帽子など持ち物の確認をしてもらう ・当番活動 (4～5歳児)
13:00	自由遊び(4～5歳児)	・お絵描き、粘土遊び、折り紙など
14:30	1号認定児 最終降園	
15:00～	おやつ準備	・片付けをする (4～5歳児) ・服に着替える (1～3歳児)
	おやつ	・排泄をする ・手洗いをする
	帰りの会	・一日の振り返りをする ・歌を歌う ・挨拶をする 保育者「先生さようなら、みなさんさようなら」 「歯磨きをして寝ましょうね」 園 児「そうします」
16:00頃	排泄 戸外自由遊び 順次降園	・視診を受ける ・挨拶をする
16:30	(短時間認定児最終降園)	・登降園システムで降園手続きをする
18:00	通常保育終了 (保育標準時間)	

延長保育について（2号3号認定児）

※土曜日はありません。

延長保育時間

保育標準時間（7：00～18：00）	→
保育短時間（8：30～16：30）	→

18：00～18：30（夕）	→
7：00～8：30（朝）	→
16：30～18：00（夕）	→

延長保育料が必要です。
（※P. 14 参照）

No.

延長保育利用届出書

年 月 日
竜之口こども園長 様

下記のとおり、延長保育を利用しました。

こども園名 竜之口こども園		児童名	
延長保育を利用した年月日 年 月 日 ※ 土曜日の延長保育はありません。 ※ 土曜日に登園される場合は、所定の時間までに 必ずお迎えに来て下さい。			
利用した時間 午後 時 分頃まで。			
保 護 者	氏 名	続柄 ⑩ ()	
園 記 入 欄			受 付

特保育 延長(様式準拠)

- ・ お子様のお迎えが午後6時を超えますと、延長保育料が必要です。
※延長保育は、午後6時30分迄です。
- ・ 延長保育料1人500円／回は、延長保育を受けられた翌日迄に必ずご持参下さい。

※保育短時間認定の方は、ご相談ください。

6. 主な年間行事予定

※中止や変更になることもあります。

4月	○入園式 ・安全な遊び方 ・遠足 (4・5歳児) ・検尿 (3歳児以上)	7月	・開園記念日 ・七夕まつり ・プール納め ・視力聴力検査 (5歳児)	10月	・運動会予行 ○運動会 ・お芋掘り ・安全な遊び方	1月	・新年おめでとう会 ・とんど焼き ・内科検診 ☆卒園写真
5月	・端午の節句 ・歯科検診 ○参観・懇談	8月	○夏まつり	11月	・焼き芋 ・七五三詣り (4・5歳児) ☆発表会見学 (竜之口小)	2月	・節分祭 ☆小学生との交流 ☆幼こ交流 ☆茶話会
6月	・虫歯予防 ・内科検診 ○個人懇談 ☆幼こ交流 ・プール開き	9月	☆敬老お茶会 ・視力聴力検査 (3・4歳児)	12月	・発表会予行 ○学習発表会	3月	・ひな祭り会 ○卒園式 ・学校との連携 ・入園説明会

※日程等は入園後にお配りする年間行事予定でご確認してください ○印：保護者参加行事

☆印：年長児のみの行事

毎月実施：発育測定・避難訓練

7. 準備していただく必要品一覧表

必要品 クラス名	箸・コップ (毎日)	ハンカチ ティッシュ (毎日)	食 事 用 エプロン (毎日)	布 団	パジャマ 0歳児は 不要	お尻拭き	ビニール製 ゴム手袋 (使い捨て) ※2
ふ じ	○	○	—	—	—	個別対応	—
き く	○	○	—	個別対応	—	個別対応	—
ば ら	○	○	—	○	○	○	毎年4月に 各家庭100 枚以上のご 協力をお願い いたします。
さくら	○	○	毎年4月に 園児一人に つき6枚寄 贈をお願い いたします	○	○	○	
も も	1歳○ ※1 0歳 コップ	○		○	○	○	

※1 もも組1歳児は、お箸を使用する時期は個人別にお知らせします。

※2 使い捨てゴム手袋は、ビニール製でL～フリーサイズ

○上記の表に加え、常時ビニール袋(汚物入れ)の準備が、3枚を下回らないように適宜補充してください。

○身の回りの物全てに、よく見える位置に名前をはっきりと書いてください。(別紙1参照)

○毎年4月に園児一人につき、雑巾1枚とティッシュペーパー1箱のご協力をお願いいたします。(年度の途中入園の場合は入園時)

○寝具(掛布団120×90敷布団130×60程度)をお預かりします。(0～3歳児)

○紙パンツ・紙おしめ使用の乳幼児は、一日を通して必要と思われる枚数をお持ちください。

8. 教育・保育利用の開始及び終了について

(1) 利用の開始について

- ・1号認定児が本園を利用するためには、本園の入園に必要な書類を提出し選考を経て利用決定を受ける必要があります。
- ・居住する市町村に保育必要事由に該当する認定（2号・3号）を受け、岡山市の利用調整を経て施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。また、居住する市町村に本園の利用申し込みをされる場合には、事前に本園の施設見学をしていただくなど、本園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。

(2) 本園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校に入学するとき。
- ・保護者の方の保育必要事由が無くなったとき。なお、保育必要事由の認定については居住する市町村の窓口にお尋ねください。
- ・保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園する月の20日までに必ず提出してください。
- ・一時預かり事業利用児童であって、その必要が無くなったとき。
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

9. 各種利用料について

(1) 利用者負担金（保護者が居住する市町村が定める利用料）

1号及び2号（3～5歳児）：無償

2号（2歳児）及び3号認定：居住する市町村が定める額を口座振替にて園が直接徴収。
市民税非課税世帯は無償。

※口座振替は毎月10日です。口座振替が出来なかった場合は現金にて集金させていただきます。（再振替はありません）

(2) 延長保育料

（保育標準時間認定児）

18時以降30分につき500円（利用乳幼児1人あたりの金額）

（保育短時間認定児）

認定時間外30分につき500円

(3) 一時預かり利用料

幼稚園型一時預かり（1号認定児）

対象日	時間帯	料金
月～金	① 7時～8時30分 ② 14時30分～18時	①各1,000円/日 ②上限1,000円/日（上限11,300円/月） （おやつ代含む）
長期休暇 期間中	月～金 8時30分～17時	1,000円/日 （おやつ代含む。給食費別）

※長期休暇期間中の給食費については日割り計算とする。

（一般型一時預かり）

年 齢	区 分	料 金	給食費	備考
1～2歳児	1日4時間以内（8時30分～12時30分）	2,000円/回	300円/回	午前おやつ代含む
	1日4時間以上8時間以内 （8時30分～16時30分）	3,000円/回	400円/回	午前午後おやつ代含む
3～4歳児	1日4時間以内（8時30分～12時30分）	1,500円/回	300円/回	午後おやつ代含む
	1日4時間以上8時間以内 （8時30分～16時30分）	2,000円/回	400円/回	

※やむを得ない事情により、金額等が変更となることありますので、予めご了承ください。

(4) 実費徴収

(乳幼児1人あたり)

給食費 1号認定児	主食費 2,000円/月 副食費 4,200円/月 (午後おやつなし)
3歳児クラス以上 (月曜～金曜)	主食費 2,000円/月 副食費 5,000円/月 (午後おやつあり) ※岡山市より副食費免除の対象園児は、主食費のみの負担です。 注) 1
給食費 3歳児クラス以上児 (土曜日)	主食費 250円/日 副食費 150円/日 ※岡山市より副食費免除の対象園児は、主食費のみの負担です。 注) 1
施設助成費	1人800円/月
絵本代	個別に徴収します。
教材・行事参加費及びその他用品代	個別に徴収します。

※やむを得ない事情により、金額等が変更となることありますので、予めご了承ください。

(注1) 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては、保護者による副食費の負担はありません。

※詳細は令和8年度保育利用ガイドP.22をご覧ください。

(5) 上乗せ徴収(教育充実費)

(乳幼児1人あたり)

対 象 児	項 目	金 額
2・3歳児クラス	外部講師による 英語教室 音楽指導・体操教室 他	1,500円/月
4・5歳児クラス	外部講師による お茶・お花教室 英語教室 音楽指導・体操教室 他	2,500円/月

(6) 延長保育、一時預かり及び実費徴収、上乗せ徴収費用の支払い方法

現金払い(利用者負担金を除く)

口座振替(手続きが必要です。)

PayPay利用できるものもあります。

10. 賠償責任保険の加入 ※金額は変わることがあります。

(1) 保険会社 独立行政法人日本スポーツ振興センター

(2) 保険の種類 災害共済給付制度

(3) 保険金額 日本スポーツ振興センターが定める額

参考金額 200円(利用乳幼児1人あたりの金額) / 年

(4) 施設の賠償責任保険(全額園負担) 保険会社 : (福) 全国社会福祉協議会

取扱代理店 : (株) 福祉保険サービス

身体賠償 1名1億円 1事故7億円

1 1. 緊急時の対応方法

本園は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者及び、嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

また、本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

1 2. お薬について

園が与薬することや薬の管理は禁止されていますので、完全な健康体になってから登園させていただきます。

■慢性の病気（気管支喘息・熱性けいれん・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のような経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、主治医又は嘱託医の指示書と与薬連絡票に記入しご提出してください。

■主治医の診察を受けるときは、お子様が現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、こども園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

※家庭での服薬で終わられるよう、主治医とご相談をお願いします。

1 3. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	岡山市中消防署	令和7年6月27日届出
	防火管理者	氏名 高山 学
避難訓練	自然災害及び不審者を想定した避難訓練（月1回）を実施します。	
防火設備	誘導灯・自動火災報知器・煙感知器・非常ベル・消火器	
避難場所	竜之口小学校体育館	

1 4. 感染症について

感染症疾患（別紙2参照）にかかった場合は登園できません。医師の証明を得て、登園させてください。証明書の用紙は園にあります。ホームページ、コドモンからもダウンロードできます。

1 5. 虐待防止のための措置

職員は、利用乳幼児の虐待、職員による不適切保育が疑われる場合には、利用乳幼児の保護と共に養育態度の改善を図り、関係機関に通報をします。

児童虐待について

児童虐待は、子どもの健やかな発育と発達を損ない、心身に深刻なダメージを与えます。また、時として生死に関わる問題です。

虐待にはこんな種類があります。

（厚生労働省）

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など。
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト 育児放棄	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など。

虐待のサインを見逃さないようにしましょう。

地 域 の 中 で 不自然な傷が多い、身体、衣類が非常に不潔である。子どもの叩かれる音や子どもの叫び声が聞こえる。

集団生活の中で ささいなことで他児に対して執拗に攻撃したり、小動物をいじめたりする。職員を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れないなど。

医 療 機 関 で 低身長、体重増加不良、栄養障害、繰り返す事故の既往、不審な傷、新旧混在する多発骨折、性器や肛門周辺の傷、若年者の妊娠・出産など。



1 6. 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) ・受付担当者 氏名 高山 暢子 (役職 副園長) TEL 086-279-4318
・解決責任者 氏名 高山 学 (役職 園長) TEL 086-279-4318
・第三者委員 氏名 原田 卓司 (役職 社会福祉法人岡山幸風会 理事)
TEL 090-7777-3172
氏名 吉田 実 (役職 社会福祉法人岡山幸風会 評議員)
TEL 090-6843-8500

・受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 本園以外の相談・窓口苦情受付窓口について

- ・岡山市岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課、幼保運営課 指導係
岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1227 (幼保運営課)
- ・岡山県運営適正委員会 (社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)
岡山市北区南方二丁目13番1号
(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階)
TEL 086-226-9400

ご家庭とともに、基本的生活習慣の自立に向けて指導を進めるにあたり、下記の事項をお守りいただきますよう、ご協力お願いいたします。

1. 開園時間（午前7時）前は準備のため、安全保育ができませんので登園はご遠慮ください。
2. 気象警報発令時等における発令区域内の保育園等の対応については、開園前と開園中とで対応が違います。「気象警報発令時における発令区域内の保育園等の対応について」をご覧ください。また、本園ホームページ並びにお知らせ一斉配信をご確認ください。また、1号認定の園児は「暴風警報」等の発令時は、小学校等と同じく休業となります。
3. 登降園の際、園児の安全確保のため通用門の錠は必ず締めてください。また、お子様に門を開閉させないでください。
（※通用門をゆすったり、登らせないでください。壊されますと修理負担をお願いします。）
4. 登園は遅くとも午前9時までをお願いします。欠席や遅刻される場合は安全確認のためにも必ず9時まで連絡をしてください。また、その理由もお知らせください。※連絡の無い場合担任より出欠確認の連絡をさせていただきます。
5. 朝夕は駐車場が大変混雑します。お車で送迎の際は長時間にならないよう、譲りあって事故のないようご利用ください。また、区画内に駐車してください。
駐車場ではお子様から目を離さないで下さい。場内での事故等には一切責任は負いません。
6. 行事等へご参加される際は、全家庭の車の駐車は出来ませんので、徒歩、自転車、公共の交通機関等を利用して来園してください。特別な事情のある方は、ご相談ください。
7. お子様の送迎につきましては、送迎誓約書に記載のない方へのご依頼はご遠慮願います。特に、お迎えの引き渡しでは、記載がありましても初対面の場合は本人確認をさせていただきますので、顔写真付きの身分証明書の呈示にご協力をお願いします。また、お迎えが通常時間より変わるときは事前に必ずお知らせしておいてください。延長保育利用は連絡をお願いします。
8. 登園受付は、登降園システムを使ってください。次に、視診を受けましたらお子様と一緒に各保育室の個人別ロッカーへ持ち物を納めてください。
・集金袋をお持ちの方は、視診（受付）の保育教諭にお渡しください。
・お急ぎの連絡事項がありましたら、視診（受付）の保育教諭にお伝えください。
9. 毎日の服装は、名札を付けたスモック（夏期は半袖体操服）、組色帽子、履きやすい運動靴（靴下を履いて）で登園させて下さい。※長靴、サンダル、ブーツ等で登園しないようにしましょう。冬期はスモックを必ず着用させてください。ただし、0歳児クラスのスモック・体操服については任意とします。
10. ハンカチ・ポケットティッシュを必ずポケットに入れて登園させてください。使用状況を見て補充してください。
11. 身の回りの物全てに、名前をよく見える位置にはっきりと書いてください。
（例：衣類・ハンカチ・靴下・ポケットティッシュ・箸・箸箱・靴・その他全部）（別紙1）
12. 装飾品類、食べ物（お菓子等）、おもちゃ等を持って登園させないでください。
紛失や毀損には責任を負いかねます。
13. 毎日、カバンの中を見てください。（お知らせ等、印刷物が入っている事があります。）
14. 掲示板（物）や連絡ツール（コドモン）をよくご覧下さい。
15. 乳幼児は、一日の生活の中で体調が急変することがあります。いつでも電話連絡が取れる緊急連絡先をお知らせください。（お迎えができる祖父母宅・携帯電話など）

16. 安全保育に心掛けていますが、集団保育では友だちとのトラブルでひっかき、噛みつき、叩く等の行動を起こす時もあります。このような行動をしないよう園では日々指導しています。
ご家庭でもご指導ください。
17. 申込内容に変更がある場合は、変更届等保育利用ガイドP.7からP.9記載の書類を必ず提出してください。（用紙は岡山市就園管理課ホームページからダウンロードできます。）
18. 退園する場合は、退園する月の20日までに退園等届出書を提出してください。
※令和8年度保育利用ガイドP.23参照
19. 午睡用寝具、パジャマ・上靴は毎週末お持ち帰り頂き、布団干しやお洗濯をお願いします。
20. 降園の際は、お子様と一緒に保育室へ持ち物を取りに行き、名前を必ず確認して間違いのないようにお持ち帰りください。そして、登園受付時と同様に登降園システムで降園手続きをしてください。
21. 保育中の担任の呼び出しは、安全保育に支障をきたしますのでご遠慮ください。
22. 新入園児は、園生活に馴染むために3週間程度、慣らし保育をします。
（土曜日を除く）なお、お子様のこども園での状態によっては、延長・短縮を図ります。
※令和8年4月新入園児の延長保育は、5月7日（木）からとさせていただきます。
23. 施設利用開始後は登園の有無にかかわらず、利用月ごとに利用者負担全額を納付する必要があります。

ご意見などございましたら、お申し出ください。

☆お子様は、毎日の集団生活を頑張っています。

土曜日など保護者の仕事が休日又はお子様を見る方がいる場合には、家庭保育をお願いします。親子のふれあいや休息をしっかり持ち、休日明けからの活力になるよう配慮してあげてください。乳幼児期の十分なスキンシップやふれあいは心身の成長に良い影響をもたらします。ご協力をお願いします。

☆勤務が終わられましたら、お子様のお迎えを優先してあげてください。

☆家庭では様々な機会をとらえて、命の大切さや善悪の判断、社会のルールを教えましょう。

☆家庭では余暇の時間の過ごし方や食生活に関する良い習慣づけを行いましょう。

☆様々な機会をとらえてお子様との対話・コミュニケーションを積極的に進めましょう。

■園で流行しやすい感染症

病 名	登園のめやす	登園するとき に必要な書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	意見書
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化してから	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
流行性角結膜炎 （はやり目）	結膜炎の症状が消失してから	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	登園届
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
带状疱疹しん	すべての発疹がかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。

送迎誓約書（記入例）

今般貴こども園に入園させていただきました、

（児童名を記入してください）の送迎につきましては

（兄弟姉妹がいる場合は、連名で記入してください。）

保護者において全責任をもって遂行します。

もし保護者がなんらかの理由により送迎のできない場合は、
代理人の氏名をこども園に必ず連絡します。

上記誓約いたします。

年 月 日

（日付は必ず記入してください）

竜之口こども園

園 長 様

保護者

住所 岡山市中区国府市場〇〇番地の〇

氏名 （父） 竜之口太郎 ⑩

氏名 （母） 竜之口花子 ⑩

主 な 送 迎 者 氏名 竜之口花子 （園児との続柄： 母 ）

その他の送迎者
（代 理 人） 氏名 祖父母のお名前 （園児との続柄： 祖母 ）

氏名 〃 （園児との続柄： 祖父 ）

氏名 叔父叔母のお名前 （園児との続柄： 叔母 ）

※送迎者欄にお名前がない方がお迎えされる時は、事前連絡と本人確認ができる身分証明書（運転免許証・住基カード・マイナンバーカード表面・パスポート等）の呈示をお願いします。